

平成30年12月19日

乾式複写機の設置をする者の募集について（公告）

千葉地方裁判所国有財産事務分掌者

千葉地方裁判所長 小 川 秀 樹

千葉家庭裁判所国有財産事務分掌者

千葉家庭裁判所長 高 橋 譲

千葉地方裁判所庁舎等の一部において、有償による使用許可を受け、乾式複写機を設置する方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

千葉地方裁判所庁舎等における使用許可（乾式複写機の設置）の相手方の選定

2 募集の趣旨

事件記録等の謄写の用に供するために、千葉地方裁判所庁舎等において、乾式複写機を設置させる前提で使用許可（有償）をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人、個人を問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書の優劣により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所

(1) 千葉地方裁判所が使用を許可する場所

ア 千葉市中央区中央四丁目11番27号

千葉地方裁判所庁舎

イ 千葉県佐倉市弥勒町92

千葉地方裁判所佐倉支部庁舎

ウ 千葉県長生郡一宮町一宮2791

千葉地方裁判所一宮支部庁舎

エ 千葉県松戸市岩瀬無番地

千葉地方裁判所松戸支部庁舎

オ 千葉県木更津市新田二丁目5番1号

千葉地方裁判所木更津支部庁舎

カ 千葉県館山市北条1073

千葉地方裁判所館山支部庁舎

キ 千葉県匝瑳市八日市場イ2760

千葉地方裁判所八日市場支部庁舎

ク 千葉県香取市佐原イ3375

千葉地方裁判所佐原支部庁舎

ケ 千葉県市川市鬼高二丁目20番20号
市川簡易裁判所庁舎

- (2) 千葉家庭裁判所が使用を許可する場所
千葉市中央区中央四丁目11番27号
千葉家庭裁判所庁舎

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

4 使用許可期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

なお、使用許可を受けた者は、使用許可の更新を1年単位で4回まで求めることができる。

5 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、乾式複写機を設置する。

6 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成30年12月19日（水）から平成31年1月8日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

千葉市中央区中央四丁目11番27号
千葉地方裁判所事務局経理課管理係
電話043（333）5245（直通）

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する（郵送又はファクシミリによる交付申込みは受け付けない。）。

なお、受領する際に、受領者（担当者）の名刺を持参すること。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成31年1月15日（火）から同年1月29日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参する方法による（郵送又はファクシミリによる提出は受け付けない。）。

エ 提出部数

7 部（正本 1 部，副本 6 部）

7 質問及び回答

- (1) 本件の応募又は企画提案書の作成，提出に関する質問は，次の提出期限まで，書面にて受け付けるので，6 の 2(イ)記載の提出場所への持参又はファクシミリにて提出する。

また，手続及び企画提案書の形式についての質問は，6 の 2(イ)記載の企画提案書提出場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格 A 列 4 番の用紙を用いる。

イ 提出期限 平成 31 年 1 月 9 日（水）午後 3 時まで

ウ 送信先 ファクシミリ 043（225）7250

- (2) 回答書は，全応募者に対し，次の日時に提出場所において交付するか，又はファクシミリにより送信する。

回答予定日時 平成 31 年 1 月 11 日（金）午後 3 時

8 使用許可をする相手方を選定するための手順

- (1) 応募者の参加資格として，次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が，暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

- (2) 提出した企画提案書が次のいずれかに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所，提出期限又は提出方法が前記 6 に適合しないとき

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき

ウ 虚偽の内容が記載されているとき

- (3) 欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について評価し，最も評価が

高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。

なお、詳細は企画提案募集要領を参照のこと

9 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる費用は、すべて応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。